

# 資料編

# 秋田市都市緑化推進計画

## 目 次

### 資料編

第5章 持続可能な公園管理のあり方	.....	1
第6章 都市公園のバリアフリー化	.....	29
第7章 法制度検討資料	.....	32
第8章 各制度について	.....	34
(1) 緑のまちづくり活動支援基金 (2) 緑地協定制度 (3) 緑化施設整備計画認定制度 (4) 緑化地域制度 (5) 市民緑化制度		
用語解説	.....	43

## **第5章**

### **持続可能な公園管理のあり方（案）**

## 目 次

第1章 持続可能な公園管理のあり方の主旨 .....	1
1 背景 .....	1
2 目的 .....	1
3 位置づけ .....	2
4 対象とする公園および公園内の施設 .....	2
第2章 公園をとりまく現状 .....	3
1 秋田市における公園の種類と現状 .....	3
2 公園施設の現状 .....	7
3 公園の維持管理の現状 .....	9
4 市民協働による維持管理の現状 .....	10
5 維持管理費等と管理公園数の推移 .....	11
6 公園整備の状況 .....	12
7 少子高齢化と公園利用の動向 .....	13
8 公園施設の全国的な状況 .....	15
9 秋田市の取り組み .....	17
10 現状のまとめ .....	18
第3章 公園管理の課題 .....	20
1 公園管理の課題 .....	20
第4章 今後の公園管理の基本方針～持続可能な公園管理のあり方～ .....	22
1 今後の公園管理の基本方針 .....	22
第5章 実施に向けた具体的な取り組みと効果 .....	23
1 補助事業の活用 .....	23
2 予防保全的管理の実施 .....	24
3 公園施設の効果的・効率的な配置と削減 .....	25
4 公園の新たな活用方法の検討 .....	27
5 市民協働による公園施設の充実 .....	28
6 効果 .....	28

## **第1章 持続可能な公園管理のあり方の主旨**

### **1 背景**

秋田市における公園には都市計画決定された都市公園、民間事業者の開発行為により帰属された公園（児童遊園地等）および公園課が管理している施設等があり、その多くは1980年代に集中的に整備され、約6割が開設から20年以上を経過している。

これらの公園に設置されている施設の多くは老朽化しているため、劣化損傷などに起因する事故が懸念される。

全国的にみても公園内の施設が老朽化し、特に遊具については、経年劣化等に対する発見の遅れなど、点検不備による事故が増加していることから平成20年8月に国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の改訂により、標準使用期間経過後は、更新などの具体的な対応を早急に検討する必要があることが明示された。

さらに、地方自治体が財政難により維持管理費の縮減傾向が続いているため、国土交通省は平成21年度に更新・改築などに対する新たな支援策を創設した。

また、秋田市における過去10年間の公園維持管理費をみると平成15年度から減少しており、開発行為による公園の帰属など市が管理する公園の増加や多くの施設が標準使用期間を経過するなど、今後、この傾向が続いた場合、これまでと同じ水準で管理することが困難となっており、公園施設の減少や管理水準の更なる低下が予想され、利用の低迷と市民満足度の低下に繋がる。

このため、今後の公園管理の基本方針として「持続可能な公園管理のあり方」を定めるものとする。

### **2 目的**

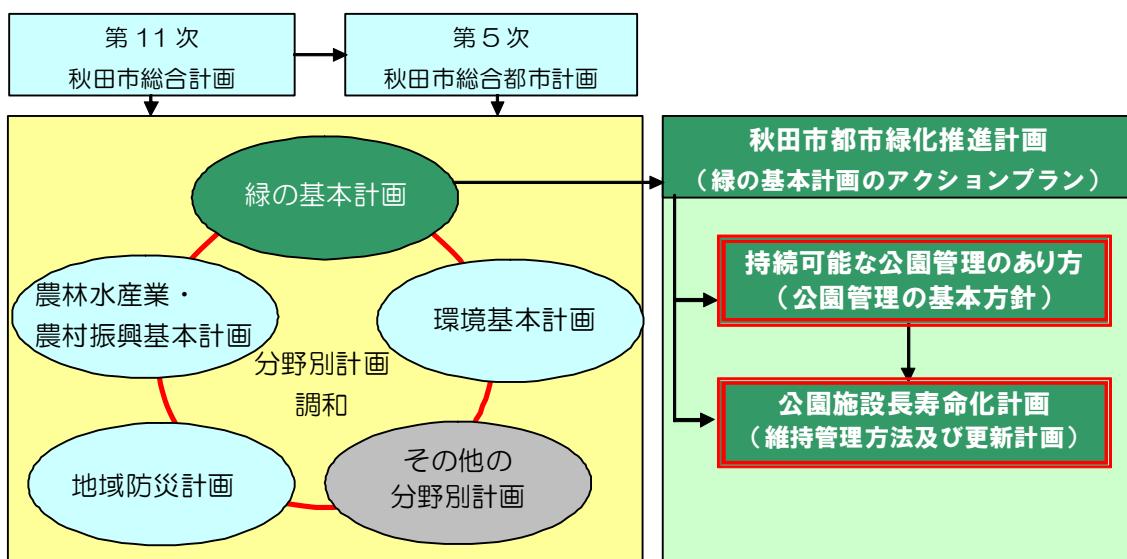
持続可能な公園管理により、市民が将来にわたって安全、安心で快適な公園利用に供することを目的とする。

### 3 位置づけ

この公園管理の基本方針である「持続可能な公園管理のあり方」は秋田市における緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（秋田市緑の基本計画）の課題の実現に向けてのアクションプランとなる「秋田市都市緑化推進計画」の施策として位置づけるものである。

また、公園施設の維持管理方法および更新計画である「公園施設長寿命化計画」を「持続可能な公園管理のあり方」に基づき策定することとし、同じ「秋田市都市緑化推進計画」の施策として位置づけるものである。

図 1-1 持続可能な公園管理のあり方の位置づけ



#### 秋田市緑の基本計画における課題（P 77）

- ・住区基幹公園、児童遊園地の整備推進公園緑地の計画と維持・管理のあり方について、市民と市役割分担を明確にすることも含め市民参加について検討する必要があります。

のことにより・・・「持続可能な公園管理のあり方」を検討する。

### 4 対象とする公園および公園内の施設

本あり方において、対象とする公園は、秋田市内の都市公園および児童遊園地などの内、秋田市公園課が管理する公園とする。

また、公園施設の内、公園と一体をなす建築物や植栽を除く、遊具やフェンス、ベンチなどの工作物を対象とする。

## 第2章 公園をとりまく現状

### 1 秋田市における公園の種類と現状

秋田市における公園には都市計画決定された都市公園と民間事業者の開発行為により整備され、帰属された公園等（児童遊園地等）がある。

また、その他公園課が管理する施設や植栽（桜や保存樹）などもある。

現在、秋田市には都市計画決定した都市公園が 263 箇所、この内、開設したもののが 184 箇所（内、公園課管理 179 箇所）あり、帰属された公園等（児童遊園地等）が 534 箇所、その他公園課が管理する施設や植栽（桜や保存樹）112 箇所を併せると 825 箇所の都市公園等を管理している。

その多くは 1980 年代に集中的に整備されており、約 6 割が開設から 20 年以上を経過している。

表 2-1 都市公園等の現状 （平成 22 年 3 月現在）

区分		計画	開設	公園課管理
		箇所数	箇所数	箇所数
都市公園	街区公園	220	155	155
	近隣公園	19	8	8
	地区公園	2	2	1
	総合公園	5	5	5
	運動公園	1	1	1
	風致公園	3	—	—
	歴史公園	1	1	—
	墓園	2	2	1
	広域公園	2	2	—
	都市緑地	5	4	4
	緑道	2	2	2
	広場	1	2	2
	小計	263	184	179
その他公園 (開発による 帰属公園等)	児童遊園地等	—	462	462
	その他公園等	—	33	33
	その他緑地	—	39	39
	小計	—	534	534
その他 (公園課が管理 する施設等)	施設管理	—	100	100
	植栽管理	—	12	12
	小計	—	112	112
合計		263	830	825

表 2-2-1 公園の種別（その1）

種類	種別	内容
都市公園	住区基幹公園	街区公園 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
		特定地区公園 都市計画区域外の一定の町村における農村漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	大規模公園	広域公園 主として一市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏内等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
		レクリエーション都市 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種レクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
	国営公園	一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
	緩衝緑地	特殊公園 風致公園、墓園、歴史公園、広場などの特殊な公園で、その目的に即し配置する。
		緩衝緑地 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。

注) 近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

**表 2-2-2 公園の種別（その2）**

種類	種別	内容
都市公園	都市緑地 緩衝緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るための設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備された公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都市公園以外	児童遊園地等 その他公園等	開発行為などにより市に帰属された公園。
	(開発による帰属公園等)	河辺、雄和の合併により引き継がれた公園や占用・借地などにより管理している公園。
	その他緑地	御所野地区など主に大規模開発で帰属された緑地。
その他（公園課が管理する施設等）	施設管理	遊具など施設の管理のみ実施している箇所。
	植栽管理（桜・保存樹）	河川敷などに植栽された公園課が管理する桜や公園課所管の保存樹。

図 2-1 都市公園等の開設時期と開設公園数

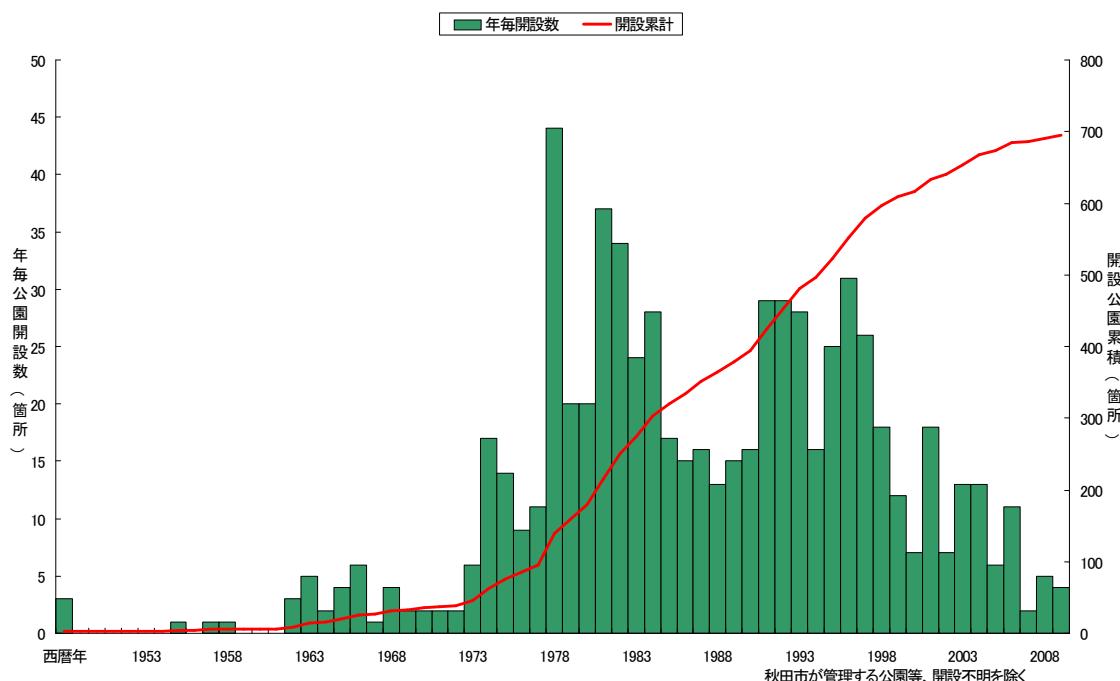
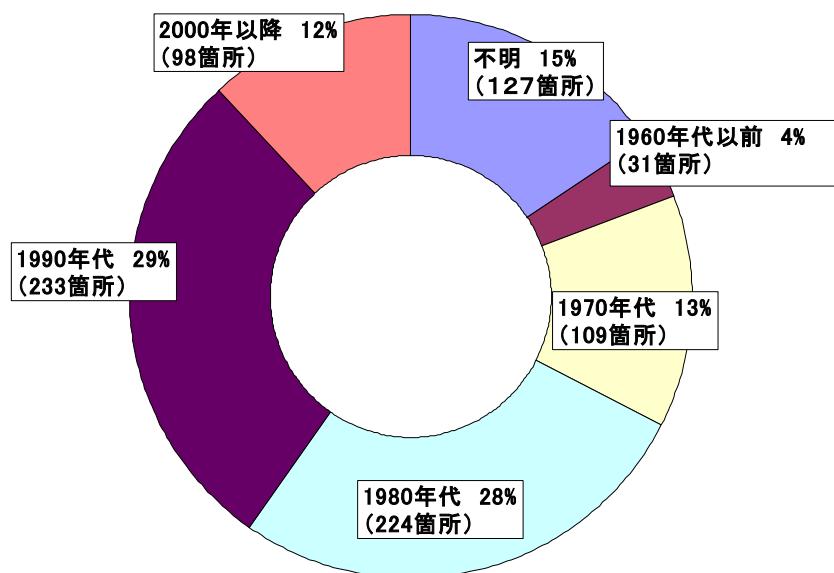


図 2-2 都市公園等の開設時期



## 2 公園施設の現状

公園施設の区分として園路および広場、管理施設、修景施設、遊戯施設、休養施設、便益施設、運動施設、教養施設などがあり、主要な施設としてはフェンス、遊具、ベンチ、車止めなどが挙げられる。

公園全体としては全体でフェンス約51,000m、遊具約1,400基(砂場除く)、ベンチ約2,200基、車止め約1,800基を設置しており、平均で1公園(0.4ha)当たりフェンス60m、遊具1~2基、ベンチ2~3基、車止め2基を設置している。

また、身近な公園(街区公園)については平均で1公園(0.2ha)当たりフェンス80m、遊具4基、ベンチ5基、車止め約3基を設置している。

これら公園施設の多くが老朽化しており、特に安全が求められている遊具については全体1,418基の内、692基(約47%)が標準使用期間を経過している。

### ■ 身近な公園(例)

① 新屋西第一街区公園



② 保戸野千代田町街区公園



### ■ 公園内の施設の老朽化(例)

① ブランコの老朽化



② ベンチの老朽化

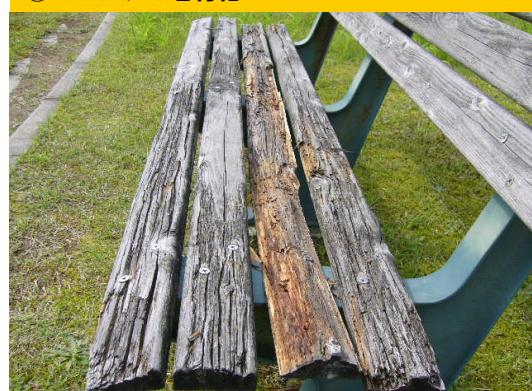


図 2-3 遊具の標準使用期間の経過状況

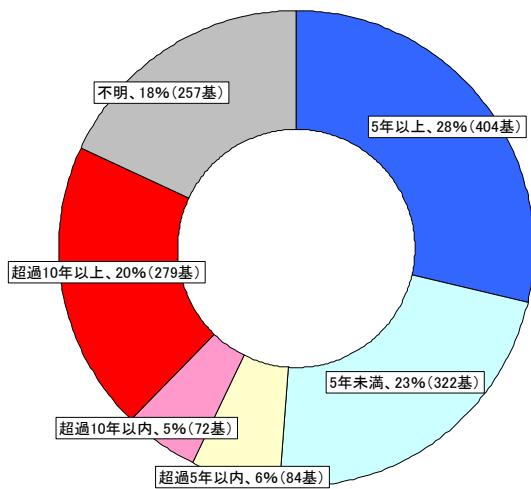


表 2-3 公園内施設の区分

区分	施設名
管理施設	門、さく、管理施設、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畠、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電所施設
園路・広場	
修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つぎ山、彫像、灯籠、石組、飛石
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場
遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣り場、メリーゴーランド、遊戯用電卓、野外ダンス場
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレー場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、上記に付随する観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワー
教養施設	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天文又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、古墳、城跡、旧宅、遺跡、価値が高い復元物
便益施設	売店、飲食店(料理店・カフェ・バー・キャバレーを除く)、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲み場、手洗場
その他	展望台、集会所、避難地、避難路となる都市公園、備蓄倉庫(災害対策用)

### 3 公園の維持管理の現状

公園の維持管理は、公園での安全快適な環境に保つには欠かせないものであり、大きく分け、施設管理、植物管理、清掃により、公園の機能を維持保全するものである。

施設管理については公園課職員の見回り、点検や業務委託による点検・保守管理などで施設の異状を発見した場合、状況に応じて更新や対処療法的な修繕を実施している。

植物管理は主に広場の除草や樹木の枯れ枝、繁茂した枝などの剪定を実施しており、公園の清掃も併せて公園課職員や業務委託により対応している。

図 2-4 公園の維持管理



## 4 市民協働による維持管理の現状

秋田市では地域における身近な公園の除草、清掃、および見回りなど、公園の愛護活動を行う公園愛護協力会に報奨金の交付や愛護会通信の発行をしている。

公園愛護協力会は地域の町内会、老人クラブ、子供会などを母体として組織された団体であり、この制度により維持管理費の軽減に寄与している。

秋田市全体での結成数は 175 団体であり、対象公園数に対する結成率は約 37%程度となっている。

なお、平成 21 年度は公園愛護協力会結成に向けて、対象となる町内会へ案内文書などを送付して結成を促進している。

図 2-5 愛護協力会結成数の推移

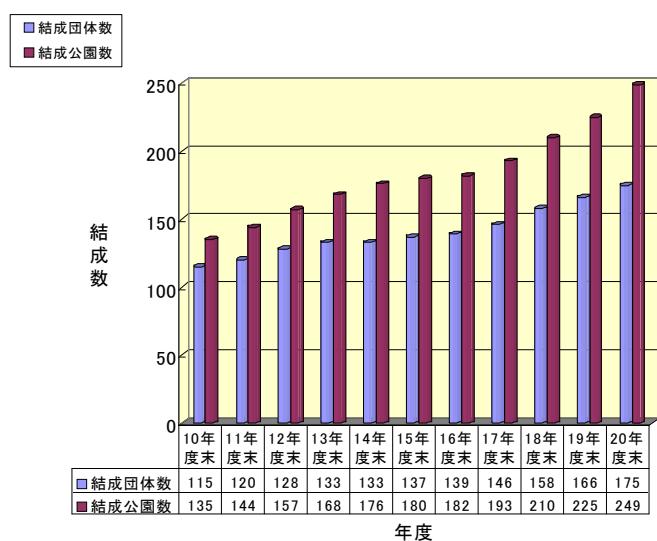
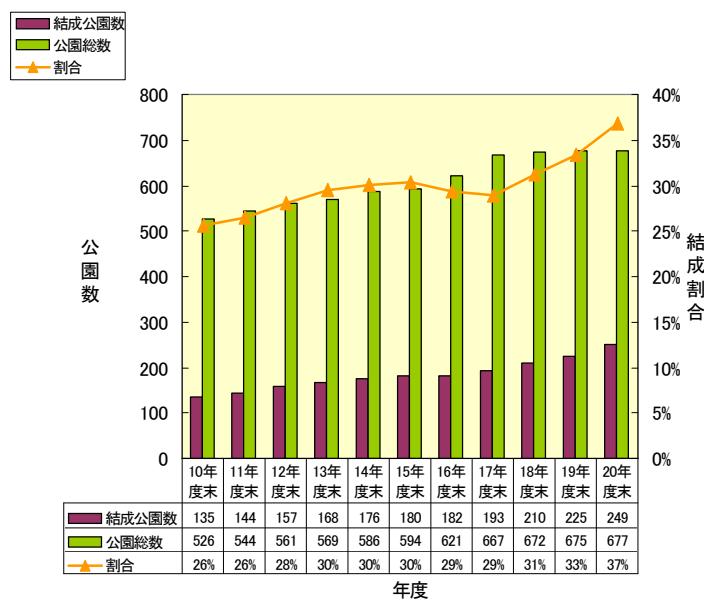


図 2-6 公園総数に占める結成公園数の割合

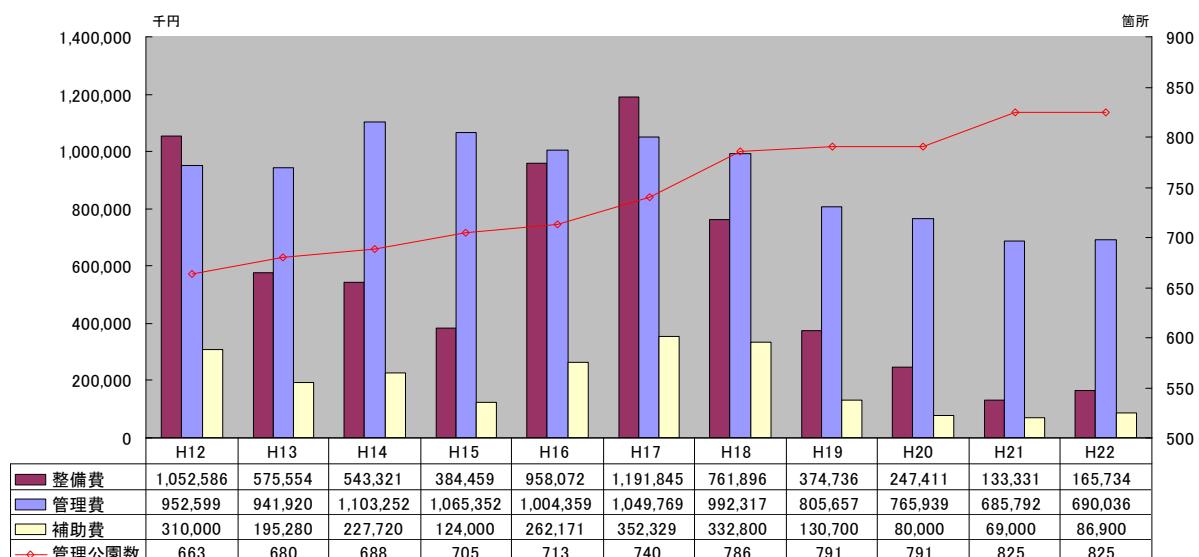


## 5 維持管理費等と管理公園数の推移

過去 10 年間の維持管理費をみると、平成 18 年度までは概ね 10 億円程度で推移していたが、その後は年々減少しており、平成 21 年度には平成 14 年度の約 62% 程度に抑えられていることから、除草回数の減や施設の未更新など管理水準が低下している。

また、開発行為による公園の帰属など、市が管理する公園の増加（過去 10 年間で約 24% 増加）や多くの公園施設が標準使用期間を経過するなど、今後ともこの傾向が続いた場合、財政状況が厳しい中での維持管理費の増大や公園施設の廃止により、公園機能の低下に繋がる。

図 2-7 維持管理費等と管理公園数の推移



## 6 公園整備の状況

都市公園においては人々のレクリエーション空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する重要な都市基盤の一つである。

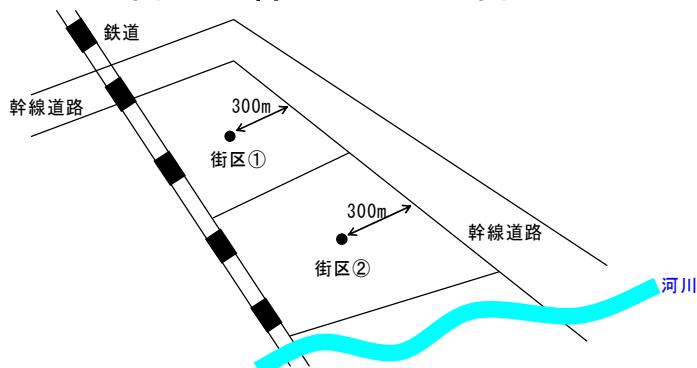
しかしながら、計画決定した都市公園 263 箇所の内、79 箇所(約 30%)が未開設であり、この内、市民にとって最も身近な公園である街区公園は、計画決定した 220 箇所の内、65 箇所(約 30%)が未開設となっている。

幹線道路や河川、鉄道、地形等を考慮し、概ね半径 300m で区分された地域を街区（以下、街区）とした場合、身近な公園が無い公園空白地帯の発生により、公園の配置に偏りが発生している。

また、狭隘な公園でも公園内の施設が過密な配置であったり、同じ施設（遊具等）が配置された公園が近接していたり、また、逆に施設が何もなく狭隘で利用されていない公園（約 76 箇所）も見受けられる。

近年では新たな都市公園の整備の進捗は鈍化しており、今後、都市公園の新たな開設が見込めないため、このような地域における格差の解消も求められる。

図 2-8 街区のイメージ図



■ 施設がなく狭隘な公園



■ 公園内の施設が過密な公園



## 7 少子高齢化と公園利用の動向

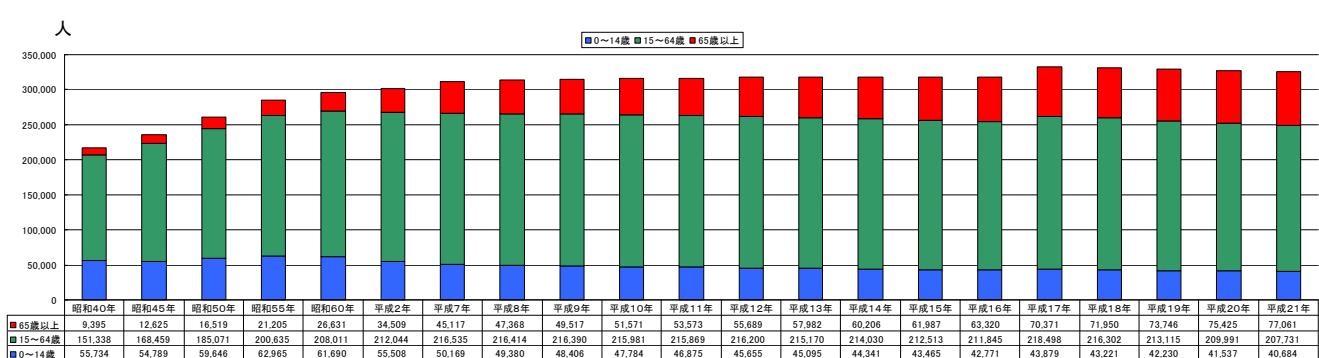
秋田市の年齢3区分別人口構成をみると、平成21年現在で14歳以下の年少人口が40,684人(12.5%)、65歳以上の老人人口が77,061(23.7%)となっている。

都市公園等が多く整備された年代をみると昭和60年から、年々、少子化および高齢化が進行しており、平成9年に年少人口48,406人(15.4%)と老人人口49,517人(15.7%)が逆転し、老人人口が年少人口を上回っている。

最近の公園利用の動向としては、幼児・児童による遊びの場として利用されているが、以前よりグランドゴルフなど、高齢者による利用の増加も見受けられ、少子高齢化に伴い公園利用などにも変化が現れてきている。

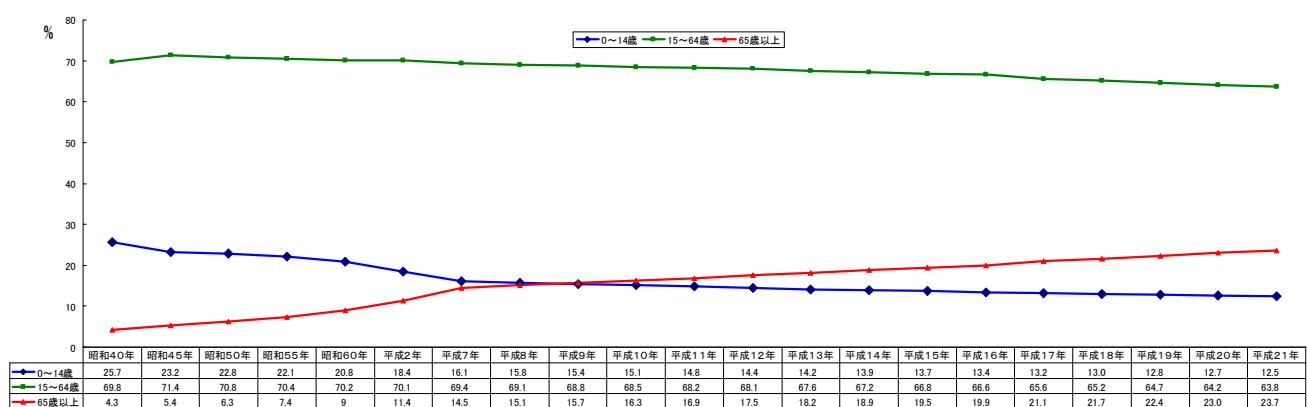
また、秋田市では都市公園のバリアフリー化(公園の出入口や段差の解消など)を推進しており、平成21年度で82公園を整備し、都市公園におけるバリアフリー化率約45.6%となっている。

図2-9 秋田市の年齢3区分別人口の推移



資料：秋田市の人口、国勢調査

図2-10 秋田市の年齢3区分人口割合の推移

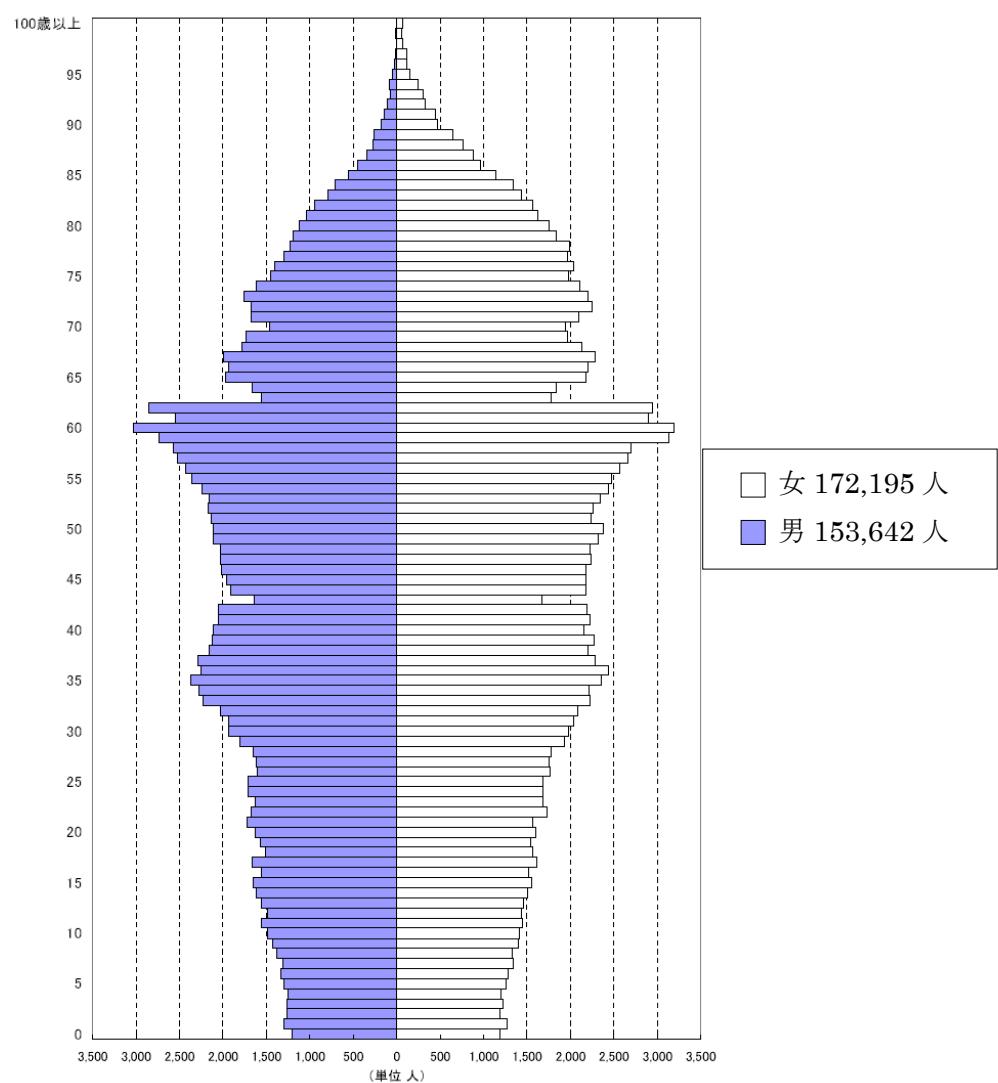


資料：秋田市の人口、国勢調査

## ■ 公園のバリアフリー化



図 2-11 秋田市年齢男女別人口（平成 21 年 10 月 1 日）



## 8 公園施設の全国的な状況

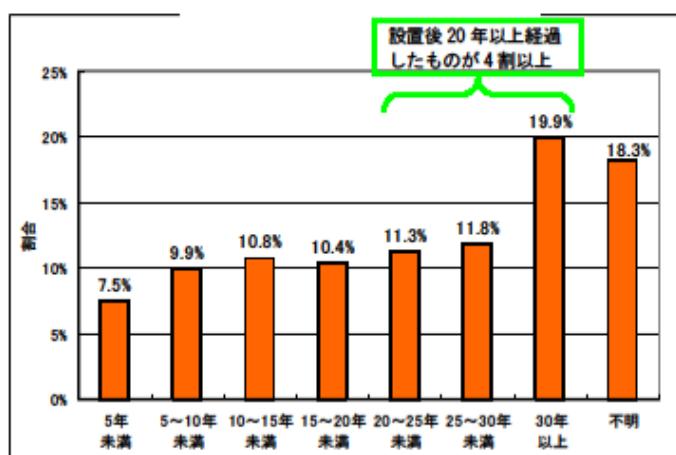
### (1) 公園施設における全国的な状況

国土交通省が3年毎実施している都市公園等における遊具の設置状況の調査結果によると、設置後20年以上経過している遊具が全体の4割以上を占めている。

また、全国で毎年10件程度の重大事故が発生しており、平成19年度では、重大事故14件の内、点検不備によるものと思われる事故が7件となっている。

経年劣化等に対する発見の遅れなど、点検不備に起因する事故が増加していることから平成20年8月に国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（以下、指針）の改訂により、標準使用期間経過後は、更新などの具体的な対応を早急に検討する必要があることが明示された。

図2-12 都市公園における遊具の設置経過年数



出典 都市公園における遊具の安全管理に関する調査の集計概要

表2-4 全国の重大事故発生件数

年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
報告件数	8	6	13	7	5	14(14)
上記のうち点検不備によるものと思われる事故件数	4	4	5	1	1	7(10)

平成14～19年度に地方公共団体から国土交通省宛に報告があった都市公園における「30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生した」遊具事故

平成19年度のカッコ内は地方公共団体から国土交通省宛に報告があった都市公園における「30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのあった」遊具事故で重大事故の外数

出典：国土交通省ホームページ「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の改訂について

## (2) 都市公園の新たな支援事業

日常的な点検の重要性、維持管理の徹底等による公園施設のリスク回避が求められている中で、今後、さらに公園施設の老朽化から更新などの頻度が高まることが予想されるが、地方自治体は財政難により維持管理費の縮減傾向が続いている。

国はこのような状況を踏まえ、事後的管理から予防保全的管理への転換により、ライフサイクルコストの縮減などを目的として、平成21年度に公園施設長寿命化計画の策定に1／2を補助する公園施設長寿命化計画策定事業と老朽化した都市公園内の施設の更新・改築に1／2を補助する都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設している。

平成22年度以降については、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金が一つの交付金に原則一括され、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として社会資本整備総合交付金が創設される。

都市公園の整備等に係わる国からの補助、支援も新たな交付金制度に移行されることとなる。

### ■ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のイメージ



## 9 秋田市の取り組み

秋田市では、平成 21 年度に先で述べた国土交通省所管の補助事業を活用し、特に安全が求められる遊具について、標準使用期間を経過した 142 基（H20 繰越含む。）を更新するほか、公園施設長寿命化計画の策定により公園施設の更新計画を含め、事後的管理から予防保全的管理への転換により、ライフサイクルコストの縮減を図ることとしている。

また、福祉保健部と連携を図り、厚生労働省所管の地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用し、老朽化により撤去された遊具の代替施設として要介護状態を予防するための介護予防遊具（子供も利用できる遊具）29 基を設置し、公園利用において需要の拡大を図ることとしている。

なお、今年度、遊具についてはライフサイクルコストの縮減を図るため、「遊具施設延命化予防修繕事業」により、予防保全的管理として塗装などを実施している。

平成 22 年度以降においては、社会资本整備総合交付金の活用に向けて、社会资本整備計画内に基幹的な事業として都市公園等の整備や施設の更新を盛り込むなど、事業費を確保していくものとする。

### ■ 介護予防遊具の例



### ■ 公園内施設の予防修繕の例



塗装処理

地際の防蝕処理

## 10 現状のまとめ

公園施設の老朽化、管理公園数の増加と維持管理費の減少傾向、公園整備の状況などから、以下に示す現状が浮かび上がる。

### (1) 管理・施設水準の低下

平成21年度から新たに国の補助事業（都市公園安全・安心対策緊急支援事業、地域介護・福祉空間整備推進交付金、公園施設長寿命化計画策定事業）を活用し、一般財源の軽減に努めているが、公園の維持管理費は減少傾向にあり、除草回数の減や公園施設の廃止など管理・施設水準の低下が懸念される。

### (2) 公園に係る維持管理費の増大

今後も開発行為による公園の帰属など管理する公園の増加に伴い、維持管理費が増大する。

### (3) 公園施設の老朽化に伴う事故の発生

1980年代に多く整備された公園施設は今後、標準使用期間を一斉に経過することになり、老朽化に伴う事故の発生が懸念される。

### (4) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」における対応

特に遊具について、従来は補修により使用できなくなるまで更新していくなかつたが、全国的に遊具による事故が多発したため、指針が改訂されることにより、標準使用期間経過後は更新するなどの対応が必要となった。

### (5) 都市公園の未整備と公園配置の偏りによる地域の格差

街区内で身近な公園が無い公園空白地帯や公園の配置の偏りにより、公園の利用に関して居住区域に居住する利用者間に格差が発生している。

### (6) 公園施設の非効率的な配置状態

公園によっては、公園内に施設（ベンチ、遊具等）が過密に配置されており、地域によっては、街区内に同じ施設（遊具）が配置された公園が近接しているなど、公園施設が非効率的な配置状態となっている。

## **(7) 利用されていない公園の存在**

狭隘なうえ、遊戯施設や休養施設などが配置されていない公園は、利用頻度が少なく、除草などの維持管理費がかかるため、他に比べて費用対効果も薄い。

## **(8) 少子高齢化に伴う利用形態の変化**

地域の年齢構成が変化し、少子高齢化が進む中で、これまでのように幼児・児童などを対象とした公園のみならず、高齢者の利用を考慮した公園施設の配置や公園のバリアフリー化が求められるなど、公園の利用形態の変化が現れている。

## **第3章 公園管理の課題**

### **1 公園管理の課題**

管理・施設水準の低下、公園に係る維持管理費の増大、公園施設の老朽化に伴う事故の発生などの現状に対し、以下の課題が挙げられる。

#### **(1) 財源の確保**

公園の維持管理費が減少し、管理する公園が増加する傾向にあるため、公園施設の更新や公園の維持管理に関する新たな財源を確保する必要がある。

#### **(2) 維持管理費の低減**

公園の維持管理費が減少し、管理する公園が増加する傾向にあるため、維持管理費の低減を図る必要がある。

#### **(3) 利用者の安全確保**

今後、多くの公園施設が標準使用期間を一斉に経過するため、老朽化に伴う事故を未然に防止し、利用者の安全を確保する必要がある。

#### **(4) 公園施設の計画的な更新等**

今後、公園施設の更新は、財政状況を踏まえて計画的に実施していく必要がある。

特に遊具について、従来は補修により使用できなくなるまで更新していくなかつたが、指針の改訂により、標準使用期間経過後は更新するなどの対応が必要となった。

これにより、遊具において安全確保ができることになったが、従前より維持管理費の増加が見込まれるため、全ての遊具を維持管理することは困難であり、削減は避けられず、優先して更新すべき遊具を検討する必要がある。

#### **(5) 公園機能の保持**

公園の維持管理費が減少し、管理する公園が増加する傾向にあるため、施設の削減が避けられない状況であるが、公園の機能として必要な管理・施設水準は保持する必要がある。

## **(6) 公園利用の格差解消**

街区内で身近な公園が無い公園空白地帯や公園の配置の偏りにより、公園の利用に関して居住区域に居住する利用者間に格差が発生しているため、解消する必要がある。

## **(7) 公園施設の適正な配置**

街区内において、公園施設が非効率的な配置状態となっているため、適正な配置を検討する必要がある。

## **(8) 施設のない公園の有効活用**

狭隘なうえ、遊戯施設や休養施設などが配置されていない公園について、広く活用を図るため、新たな利用方法などを検討し、利用価値を向上させる必要がある。

## **(9) 多様なニーズへの対応**

少子高齢化などにより、公園の利用形態の変化が現れていることから、多様なニーズへ対応する必要がある。

## **第4章 今後の公園管理の基本方針～持続可能な公園管理のあり方～**

### **1 今後の公園管理の基本方針**

前述の課題を踏まえ、「持続可能な公園管理のあり方」として

**今後、財政状況が変化しても公園利用を促進するとともに、公園を安全、安心な状態に保ち、持続的に管理していくため、以下4つの重点テーマにより「持続可能な公園管理」を推進する。**

#### **(1)財政状況への対応**

公園施設の適正な配置による削減および各種補助事業の活用により、公園管理に係る一般財源を軽減する。

#### **(2)予防保全的管理の取り組み**

公園施設について予防保全的管理に転換し、長寿命化および修繕、更新などを計画的に進める。

#### **(3)公園の機能管理**

公園施設の適正な配置により、公園機能を損なわないようにする。

#### **(4)利用形態の拡大**

公園愛護協力会や市民の参画により公園の新たな魅力や機能の発掘を推進する。

を今後の公園管理の基本方針とする。

## 第5章 実施に向けた具体的な取り組みと効果

### 1 補助事業の活用

#### (1) 補助事業の活用

秋田市では国土交通省所管の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用し、平成22年度は都市公園に設置された遊具の更新と平成23年度以降からは都市公園施設を対象として改築、更新を進める。

また、福祉保健部と連携を図り、厚生労働省所管の地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用して老朽化により、撤去された遊具の代替施設として介護予防遊具（子供も利用できる遊具）の設置を進める。

また、公園は公共的なオープンスペースであり、多種多様な利用方法が考えられることから、可能な限り利用形態を拡大し、地域介護・福祉空間整備推進交付金などの所管を超えた補助事業を他部局と連携を図り、今後も検討していくものとする。

上記に加え、市街地整備の政策実現の一環として、関連する事業計画を鑑みながら、公園施設の更新を図るなど、社会資本整備総合交付金（仮称）の活用について検討していくものとする。

#### (2) 児童遊園地等の都市公園への指定

児童遊園地等については、現段階では地域介護・福祉空間整備交付金と緑化重点地区整備事業以外は国の補助事業を活用できないため、一定規模の児童遊園地等を都市公園に指定したうえで、補助事業である都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業などを活用して更新する。

また、公園空白地帯においては、新たな街区公園の整備を目指すものの当面の対策として、児童遊園地等を都市公園に指定することで解消を図ることもできる。

なお、指定箇所については、以下の条件の児童遊園地等（20箇所）を検討する。

#### 条件

- ① 公園面積が街区公園の標準である0.2ha以上の児童遊園地等
- ② 街区内に街区公園がない公園空白地帯に配置された児童遊園地等

**表 5-1 対象公園一覧表**

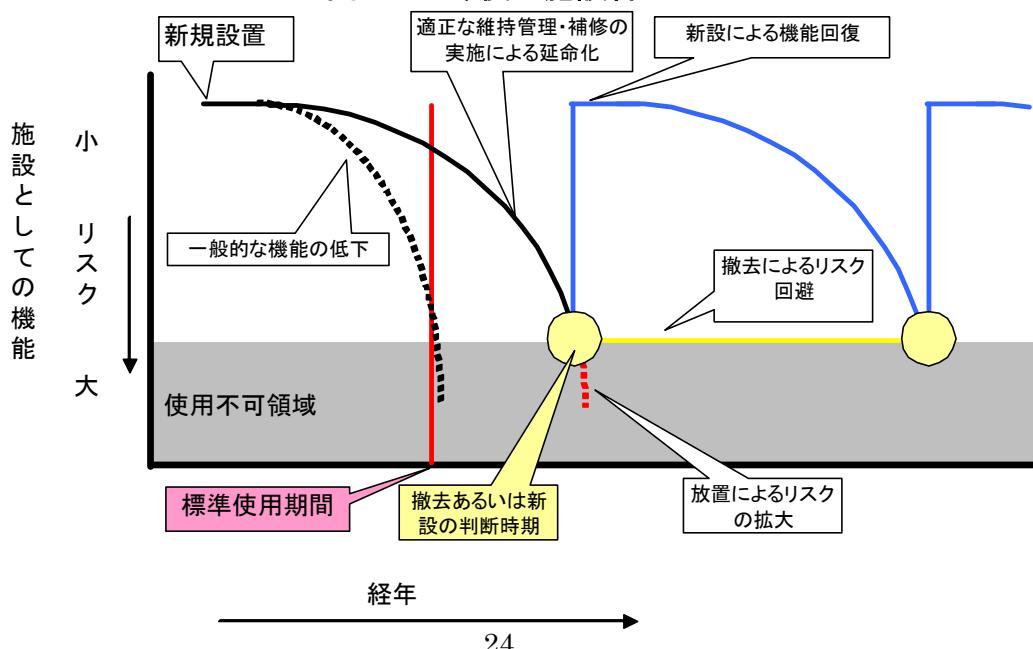
規模	地区	公園名	住所	面積(m <sup>2</sup> )
0.25ha以上	御野場	御野場第五児童遊園地	御野場新町二丁目200-28	8523. 160
	大平台	大平台3号公園（もみのき）	秋田市大平台一丁目14-6	6441. 000
	桜台	桜台中央公園	秋田市桜台二丁目5-11	6003. 000
	南ヶ丘	みなみの風公園	上北手猿田字四ツ小屋110-145	4900. 870
	山手台	山手台2号公園（みはらし西側）	秋田市山手台三丁目129	4643. 000
	桜ヶ丘	桜ヶ丘第四児童遊園地	桜ヶ丘三丁目4	4391. 880
	南ヶ丘	南ヶ丘二号公園	上北手猿田字四ツ小屋110-102	4015. 850
	御野場	御野場第二児童遊園地	御野場新町四丁目7-95	3453. 640
	御野場	御野場第六児童遊園地	御野場新町一丁目30-28	3087. 560
	山手台	山手台5号公園（中央公園）	秋田市山手台三丁目128	3059. 000
	下北手	下北手松崎第二児童遊園地	下北手松崎字大巻26-201	2672. 010
	仁井田	仁井田西潟敷第二児童遊園地	仁井田字西潟敷466他	2654. 520
	手形	手形中台児童遊園地	手形字中台59-134他	2618. 870
	大平台	大平台四丁目公園（4号）	大平台四丁目5-24	2611. 910
	御野場	御野場第四児童遊園地	御野場新町三丁目7-130	2566. 330
0.20～0.25ha	仁井田	仁井田西潟敷第一児童遊園地	仁井田字西潟敷422	2494. 290
	桜台	桜台メイズパーク	秋田市桜台三丁目11-1	2460. 000
	桜台	桜台フローラパーク	秋田市桜台三丁目22-9	2442. 000
	下新城	キャンパスタウン1号公園	秋田市下新城中野字街道端西250	2123. 980
	南ヶ丘	南ヶ丘一号公園	上北手猿田字苗代沢150-44	2050. 410

## 2 予防保全的管理の実施

公園施設において、事後的管理から予防保全的管理に転換するため、今後の更新計画および塗装などの予防修繕による長寿命化対策を含む「公園施設長寿命化計画」を策定し、それに基づき施設を管理することで利用者の安全の確保とライフサイクルコスト縮減による維持管理費の低減を図る。

なお、遊具については今年度「遊具施設延命化予防修繕事業」により塗装などを実施し、ライフサイクルコストを縮減している。

**図 5-1 今後の施設管理のイメージ**



### 3 公園施設の効果的・効率的な配置と削減

更新時期を迎えた公園施設については、過密に配置された遊具、ベンチ等の削減や街区での効果的・効率的な配置を検討し、今後の維持管理費の低減を図る。

#### 遊具の配置について

- ・公園には、対象年齢別（幼児、児童）、各種類の遊具が配置している方が子供の成長や発育に望ましい。
- ・遊具は点在するより1箇所に集中的に配置している方が子供も集まって集団遊びをするため、子供の成長や発育に望ましい。また、幼児を連れた保護者も訪れるので大人の目も行き届き、防犯的にも望ましい。
- ・遊具のみの公園ではなく、広場の確保、多種多様な公園機能や幅広い年齢層に利用される公園が望ましい。

#### 遊具の更新について

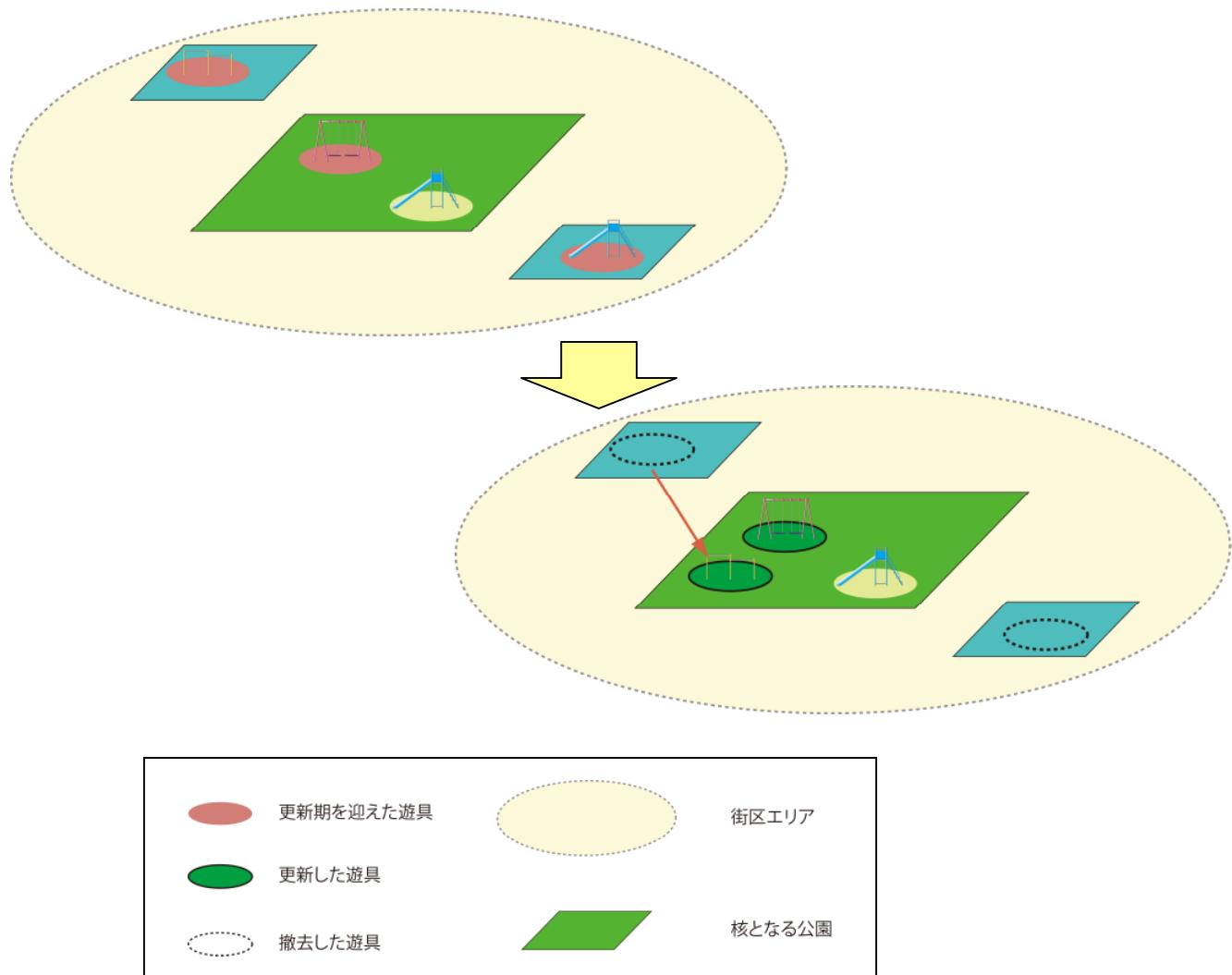
- ・広場を確保するため、過密な配置の遊具は撤去後、更新しない。（例1）
- ・街区内で核となる公園（街区公園、面積の大きい児童遊園地など）の遊具を優先的に更新する。（例2）
- ・核とならない公園にある更新時期を迎えた遊具は、更新時は核となる公園への設置を検討する。（例2）
- ・近接する公園に同じ遊具があった場合、撤去後、更新を見送る。（例3）

#### 例1 過密な遊具の削減



## 例2 効果的・効率的な遊具の配置のイメージ

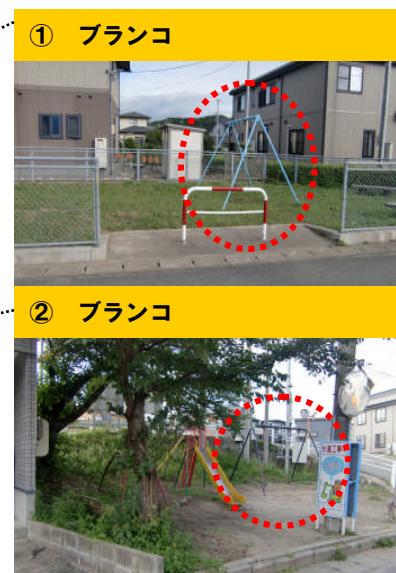
図 5-2



## 例3 近接する公園の遊具



※ 更新時期を迎える①のブランコは近接する公園に同種の遊具があるため、更新を見送る。



## 4 公園の新たな活用方法の検討

狭隘なうえ、遊戯施設や休養施設などが配置されていない公園や公園施設が削減された公園については、地域における貴重なオープンスペースとして積極的に活用を図るものとする。

ボール遊びや高齢者などが運動機能保持のため、散歩途中の休憩場などとしての日常的な利用、また、夏祭りなどイベント的な利用、さらに、雪遊びなど冬期間の利用、防災面では地域における浸水対策となる雨水貯留浸透施設としての機能や、一時避難場所などの防災的活用を図るなど、新たな活用方法について、公園愛護協力会や市民の参画、関係部所との連携などにより、検討を進めていくものとする。

### 公園の新たな活用方法（素案）

#### <日常的活用>

- ・子供たちの自由な発想による遊び場
- ・キャッチボール、ボール蹴りなどボール遊び場
- ・散歩時の休憩場
- ・地域による花壇などの設置
- ・介護予防遊具の設置
- など

#### <イベント的（一時的）利用>

- ・地域内（町内）行事の活用（盆踊り、夏祭り）
- など

#### <冬期間の利用>

- ・雪遊び場
- など

#### <防災的活用>

- ・雨水貯留浸透施設（浸水対策）、防火水槽、一時避難所
- など

## 5 市民協働による公園施設の充実

市民協働による緑化活動を支援する制度として平成20年度に創設した「緑のまちづくり活動支援基金」を活用することで地域のニーズにあった魅力ある公園づくりが市民の積極的な参画により可能となり、公園施設の充実が図れる。

この制度は、市民自ら提案した「緑のまちづくり活動」を審査し、助成金を支援するものであり、「みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）」における「地域に身近な緑の拠点づくりコース」では、公園内に地域で提案した緑化に係わる公園施設の整備が可能とである。

図5-3 緑のまちづくり活動支援基金の構成図



## 6 効果

老朽化した公園施設の計画的な更新や予防保全的管理により、利用者が安全、安心な公園を利用することができる。

また、市民協働による公園施設の充実や公園の有効活用により、公園利用の促進を図り、さらに、補助事業の活用や公園施設の削減により、一般財源を軽減していくことで持続可能な公園管理を推進していくことができる。

このことから、**持続可能な公園管理により、市民が将来にわたって安全、安心で快適な公園利用に供する**ことができる。

## 第6章

# 都市公園のバリアフリー化

急速な高齢化が進んでいる現在、高齢者や障がい者等が身近な公園を円滑に利用できることが必要となってきているため、公園施設の改修を進めます。

### ・園路及び広場

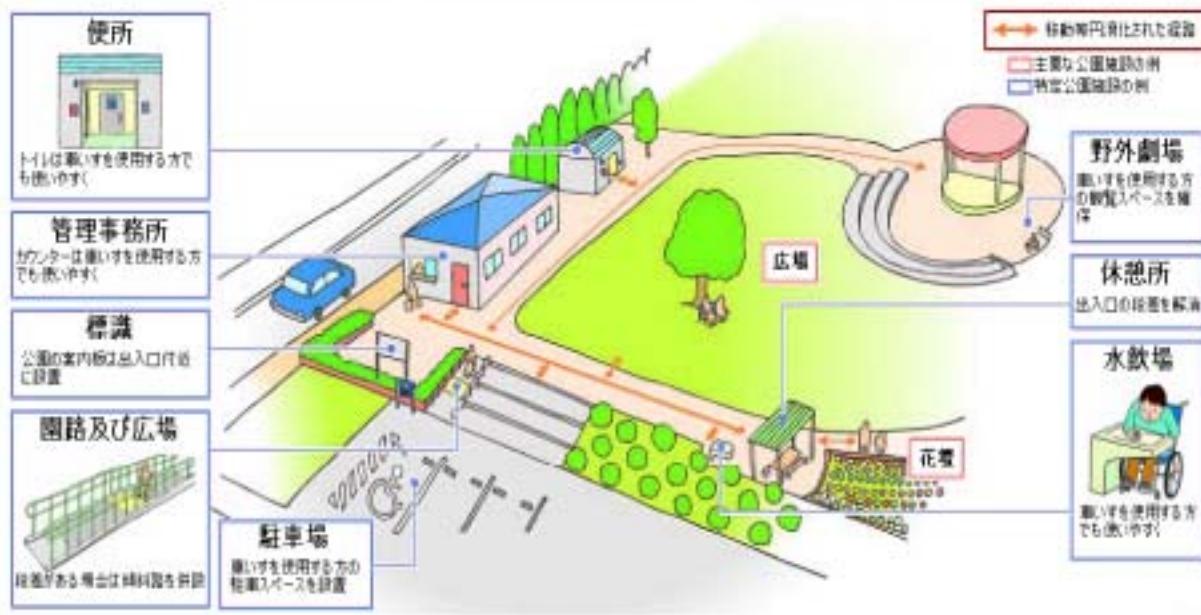
都市公園の出入口や駐車場から主要な公園施設及び特定公園施設(管理所、広場、便所など)までの一つ以上の経路が、車いす利用者などに配慮されていること。

### ・車いす使用者用駐車施設

高齢者、車いす利用者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、「車いす使用者用駐車施設」が設置され、その表示がなされていること。

### ・便所

便所を設ける場合、一つ以上は高齢者、障がい者、妊婦や小さな子供連れなどの利用に適した構造を有する便所、又は便所内に便房を設置します。



### 施工完成・予定箇所

平成20年度 松美ガ丘第一街区公園

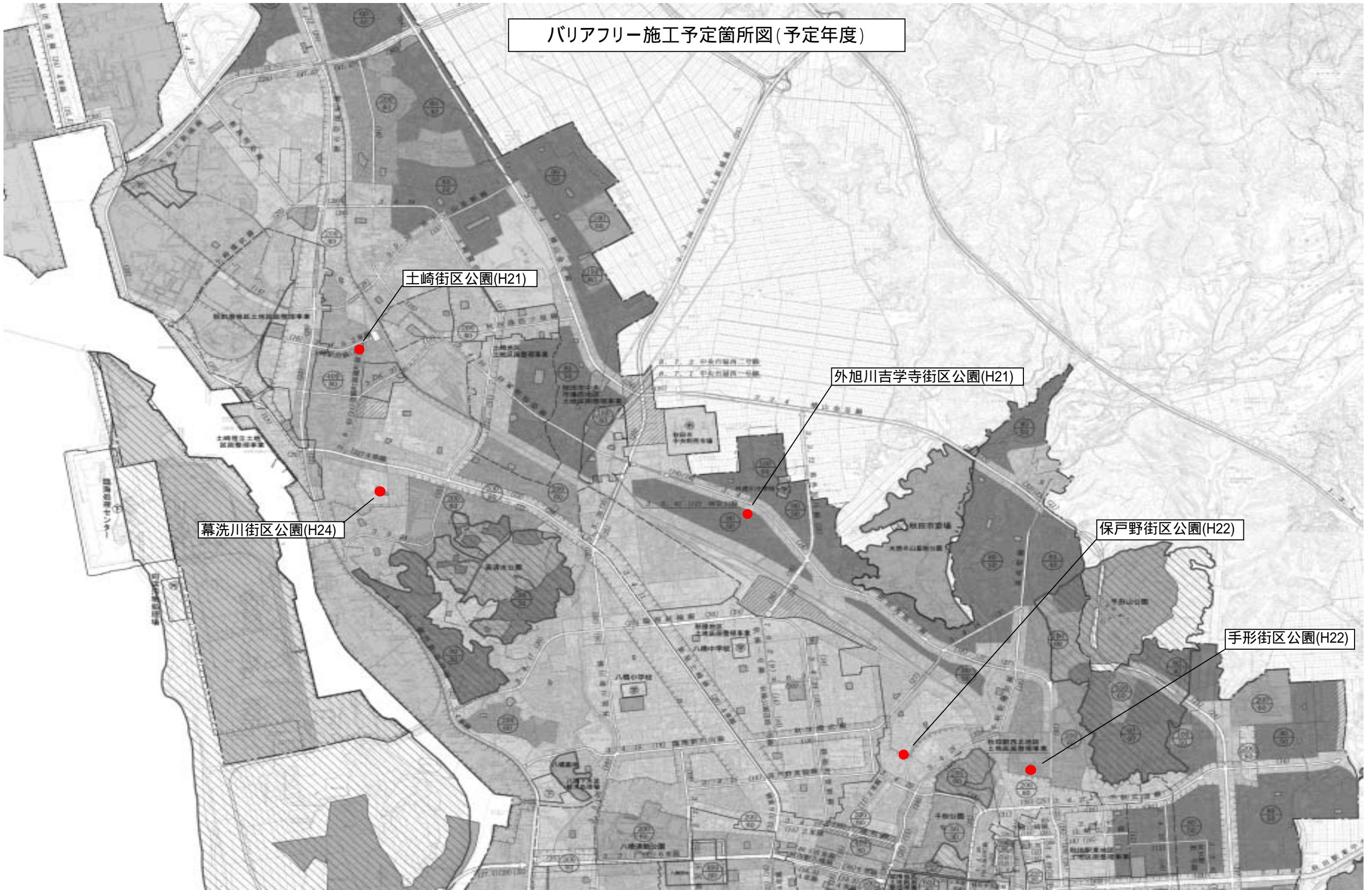
平成21年度 外旭川吉学寺街区公園、感恩講街区公園、土崎街区公園

平成22年度 保戸野街区公園、手形街区公園

平成23年度 楠山緑地、山王帯状緑地

平成24年度 幕洗川街区公園、山王第一街区公園、桜第一街区公園、御休下第二街区公園

平成25年度 山王宮公庁緑地





## 第7章 法制度検討資料

### 秋田市都市緑化推進計画 都市緑地法制度検討資料

名称	目的	要件等	考えられる地域・地区	優遇措置	導入可否	今後の対応など
緑地保全地域制度	里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地を守るために、都市計画に緑地保全地域として指定することにより、一定規模以上の木竹の伐採などの行為について届出・命令制とし、ゆるやかな保全を図る制度。	無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの。 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの。 緑地保全地域に関する都市計画は、都道府県、指定都市が定める。 緑地保全地域を定めた場合、都道府県は緑地保全計画を定めなければならない。	金足小泉潟周辺、天徳寺山墓地公園周辺、手形山公園周辺、勝平山公園周辺、新屋海滨公園周辺、大森山周辺	なし	×	考えられる地域・地区について、風致地区に指定されている箇所もあり、風致指定済箇所については立木の伐採など制限を受けていることから、今後風致の保全が維持できなくなる場合は関連部局と協議・調整し、指定を検討します。
特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然環境となる緑地を将来に継承するため、都市計画に特別緑地保全地区として指定することにより、建築行為など、一定の行為を制限し、現状凍結的に保全する制度。	無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの。 次のいずれかに該当し、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの。 ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適性に保全する必要があるもの	久保田城跡、川尻総社神社周辺、秋田城跡	指定に伴う税制優遇制度(運用指針) 固定資産税 最高1/2の評価減  相続税 山林及び原野:8割評価減 立木:8割評価減 延納利子税の利率を課税財産の価額に占める不動産等の価額の割合が ・50%以上の場合:3.6% ・50%未満の場合:4.2% 土地の買入れに伴う税制優遇制度(運用指針) 所得税 謹渡所得について、2,000万円控除 法人税 謹渡所得と土地の価額との差額、または2,000万円の小さい方を損金参入	×	考えられる地域・地区について、風致地区に指定されている箇所もあり、風致指定済箇所については立木の伐採など制限を受けていることから、今後風致の保全が維持できなくなる場合は関連部局と協議・調整し、指定を検討します。
地区計画等の活用による緑地の保全	屋敷林や社寺林等、身近ある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。	条例(地区計画等緑地保全条例)を定めることにより、緑地の保全のために規制をかけられる区域は、地区計画等において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。		なし		現状変更に係る行為を実質的に相当程度制限することになるため、区域の決定にあたっては、十分な事前調査が必要となる。
管理協定制度	特別緑地保全地区の土地保有者と地方公共団体が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。	地方公共団体は必要に応じて特別緑地保全地区や緑地保全地区的土地保有者と管理協定を締結することにより、これらの緑地の管理を行うことができる。	金足小泉潟周辺、天徳寺山墓地公園周辺、手形山公園周辺、勝平山公園周辺、新屋海滨公園周辺、大森山周辺、久保田城跡、川尻総社神社周辺、秋田城跡	固定資産税 ・地方公共団体に無償貸付けの場合非課税 ・有償の場合課税することが可能  相続税・贈与税 上記の条件を満たす場合、特別緑地保全地区としての評価減に加え、さらに2割評価減	×	管理協定は、緑地保全地区または特別緑地保全地区内の緑地について、土地所有者が十分管理することができないような土地について締結する。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。	用途地域が指定されている区域内において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。	秋田駅周辺地区	なし		導入に向けて、検討を行う。
地区計画等の区域内における緑化率規制制度	緑化の推進の観点から、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度と同様の制度。	地区計画等の区域内において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。		なし		現状分析のための調査が必要となる。
緑地協定制度	土地所有者の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。	45条協定は、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結するもの。 54条協定は、開発事業者が分譲前に市長の認可を受けて定めるもの。3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。	市内全域	なし	導入済	既に市内でも導入されている制度であり、今後も運用することが望ましい。
市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。	都市計画区域内の300m以上の一団の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象。 特別緑地保全地区及び緑地保全地区内の土地等も市民緑地の対象となる。 ただし、契約期間は5年以上。	都市計画区域内	固定資産税 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、非課税  相続税・贈与税 2割評価減 貸付の期間が20年以上であること等の要件あり  地価税 地方公共団体に貸し付ける場合、非課税		導入に向けて、検討を行う。
緑化施設整備計画認定制度	民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。	「緑化施設」とは、樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等を指す。 認定の対象は、緑化地域及び緑化重点地区。 対象となる建築物の敷地の面積は緑化重点地区内では500m <sup>2</sup> 以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では、300m <sup>2</sup> 以上。緑化面積の敷地面積に対する割合は20%以上。	緑化重点地区、地区計画等緑化率条例による制限を受ける区域(開発業者が介入する区域等)	固定資産税 ・緑化重点地区内: 課税標準5年間1/2 ・緑化地域等内: a.緑化率規制対象建築物に係る緑化施設:課税標準5年間1/3(義務の履行に必要な最低限度部分を除く。) b.緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設:課税標準5年間1/2	導入済	緑化重点地区での活用が可能であり、ホームページなどで積極的なPR、働きかけをしていく。
緑地管理機構制度	地方公共団体以外のNPO法人などの団体が、緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。	機構となりうる法人は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的として設立された民法34条に基づく公益法人、及び特定非営利活動促進法第2条第2項に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)。	市内全域(特に市民緑地、緑化施設整備計画の認定を受けた地域での需要が見込まれる。)	なし		緑地管理機構は、その申請に基づき、一定の業務を適正かつ確実に行うことができる認められる法人について、都道府県知事が指定することができるものであるため、関連部局との協議・調整が必要となる。

## 秋田市都市緑化推進計画 法制度検討資料(都市緑地法以外)

名称	目的	要件等	考えられる地域・地区	優遇措置	導入可否	今後の対応など
都市計画法 ・風致地区	風致地区は市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地・緑の多い住宅地等を対象とし、自然の景観などを保護するために定める地区です。 地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為が、条例で規制されていますが、これにより良好な自然環境が保全され、秩序ある都市環境の形成が図られることとなります。	都市計画区域内で、次に該当する土地 季節に応じる各種の風景地 公園、社寺苑、水辺、林間、その他公開慰楽地 歴史的又は郷土的意義のある土地 樹木に富める土地 眺望地 その他景観維持上必要な土地	なし	なし	×	城跡・金照寺山・高清水・手形山・勝平山・焼山・浜ナシ山・大森山・金足の9つの地区で指定済であり、緑の多い地区については既に指定済である。
都市計画法 ・地区計画	地区計画は、人々の暮らしの基礎的な「地区」を単位として、道路、公園などの地区施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などについて、きめ細かなルールを定め、地区の特性を生かしたまちづくりの計画です。	用途地域が定められている土地の区域 用途地域が定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの ・住宅市街地の開発その他の建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域 ・建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの ・健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域  地区住民等の合意形成を図ることが必要	市内全域	なし		通町地区計画など19箇所が指定済である。
景観法 ・景観地区	緑あふれる美しい街並みや伝統的な街並みなど、優れた都市景観を創造し保全していくために、市民が市にその指定を求めることができる制度です。	市民のみなさんは、一定の地区を「都市景観地区」に指定するよう市長に求めることができます。また、市長は都市景観形成を図るために都市景観地区を指定することができます。	なし	なし	×	川反都市景観地区が指定済であり、今のところ新たな指定の予定はない。
生産緑地法 ・生産緑地地区	生産緑地地区に関する都市計画に関し、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。 1. 公害又は公害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。 2. 500平方メートル以上の規模の区域であること。 3. 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。	なし	なし	×	今のところ、導入予定はない。
森林法 ・保安林の指定	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成する。	次のいずれかに該当する公益的機能の発揮が特に必要な森林 水源のかん養 土砂の流出の防備 土砂の崩壊の防備 飛砂の防備 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霜害の防備 なだれ又は落石の危険防止 火災の防備 魚つき 航行の目標の保存 公衆の健康 名所又は旧跡の風致の保存	なし	固定資産税 所得税 法人税 相続税 地価税	非課税 軽減 軽減 軽減 控除なし	必要な箇所については、既に指定済である。
自然公園法 ・自然公園等の指定	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る。	国立公園 わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地 県立自然公園 都道府県の自然を代表するような優れた自然の風景地	なし	固定資産税	非課税	太平山県立自然公園が指定済であるが、今のところ新たな指定の予定はない。

## **第8章**

## **各制度について**

# 緑のまちづくり活動支援基金

## ～市民がつくる緑のまちづくり～

### 1. 身近なみどりと花いっぽい活動（ソフト部門）

#### ① 花苗、生垣のためのコース（上限2万円）

～助成内容～

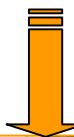
一定の範囲での花壇や生垣などによりまちなかの身  
近なみどりと花を増やすための活動に助成します



～助成対象～

・2人以上のグループ

※生垣の場合は個人でも申請できます。



#### ② 花と緑いっぽいコース（上限5万円）

～助成内容～

花壇やフローラルポットなどを、歩いて楽しめる一定の範囲で通り沿いに配し、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して助成します。



●泉地区のハミングロードは、たくさんの種類の花や植物でいっぱいです。  
地域の皆さんのお目を楽しませているのはもちろんのこと、道行く人たちも思わず立ち止まって花を観賞し、心を和ませてくれています。



●あおぞらボランティアの皆さん、御野場雄和線沿いの歩道にある緑地帯にダリア花壇を完成させました。  
満開時は色とりどりのダイアがとってもきれいに咲いていました

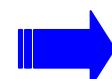
#### ③ 保存樹の支援コース（上限30万円）

平成22年度から新設しました！！

～助成内容～

秋田市都市緑化の推進に関する条例)で指定した民間所有の保存樹の維持修繕活動に助成します。

※年間1回まで(同一樹木の申請は前助成金交付から10年以上の経過が必要です)



秋田市の保存樹を管理されている方で、剪定、土壤改良、害虫駆除等でお困りの方は、ご相談ください。

## 2. みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）

### ① 地域に安全な潤いを提供する

#### みどりの拠点づくりコース（上限 10 万円）

##### ～助成内容～

通行などの危険性を回避するなど、地域の安全性に寄与するとともに、道路に面したブロック塀を撤去して、生垣にする場合や、道路に面した個人の庭の改良工事を行って、庭を公開できるオープンガーデンなどを造る事業に助成します。



～助成対象～  
・2人以上のグループ

\*生垣の場合は個人でも申請できます。

- 道路に面したブロック塀を撤去し、ヒバを植栽しました。危険だったブロック塀もなくなり見事な生垣になりました。

### 申請窓口

#### ●緑のまちづくり活動支援基金事務局●

財団法人秋田市総合振興公社

緑地施設部（秋田リバーサイドグリーン内）

〒010-1423 秋田市仁井田字新中島 828-24  
TEL018-829-0221/FAX018-829-0222

<URL><http://www.akita-sousin.or.jp/>

#### ●秋田市役所 公園課 企画担当●

〒010-8560 秋田市山王 1-1-1  
TEL018-866-2154/FAX018-866-2282

### ② 地域に身近なみどりの

#### 拠点づくりコース（上限 500 万円）

##### ～助成内容～

地域のシンボルとして、緑豊かな居住地の創造、地域コミュニティの形成のために、身近な広場やオープンスペースを創造する活動に対して助成します。

- 七曲工業団地内で勤務する従業員や地域住民が季節を感じ、互いに憩える環境にするため、あじさいを植栽したところにはアジサイロードに発展させます。



～助成対象～  
・2人以上のグループ



七曲臨空港工業団地と  
その周辺の緑化事業



- 植栽セレモニーには150名が集合しました。30℃を越す暑い中みんなで植栽作業を行いました。今後もお互いに協力しあいながら定期的に、剪定や除草を実施し通りゆく人たちが心和めるアジサイロードとなりますように……

### 申請受付期間

※事前相談は隨時受付中※

ソフト部門 平成22年4月1日(木)～7月30日(金)

ハード部門 平成22年4月1日(木)～5月1日(土)

公開審査会(ハード部門) 平成22年5月14日(金)



# 緑地協定制度

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

## 制度の概要

### 協定の種類と締結者

- 協定には以下の2つの種類があります。

- ・45条協定：会員協定ともいいます。

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるものです。

- ・54条協定：一人協定ともいいます。

開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮します。

- 協定の締結者には次の者がなることができます。

- ・土地の所有者(民間ディベロッパー等を含む)

- ・土地の借地権者(地上権又は借地権を有する者)

- ・土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者

## 協定の内容

- 緑地協定では次の内容を定めます。

- ・緑地協定の目的となる土地の区域

- ・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

- 保全又は植栽する樹木等の種類

- 保全又は植栽する樹木等の場所

- 保全又は設置するかき又はさくの構造

- その他緑地の保全又は緑化に関する事項

- ・緑地協定の有効期間(5年以上、30年未満)

- ・緑地協定に違反した場合の措置

## 締結のメリット

- 関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上します。

近年は、御所野、桜ガ丘、大平台地区などの開発地区において、協定を締結した実績があります。今後もPRに努め、計画的な緑化を支援していきます。

平成22年3月末現在

・町内緑化  
・工場緑化

58町内会(仁井田向陽町内会他)6,858戸  
57事業所(ジャスコ土崎港店他)

年度別緑地協定実績表

年 度	町内緑化			工場緑化	
	箇所数	戸 数	本 数	箇所数	本 数
	町内	戸	本	事業所	本
S50	4	488	1,440	10	313
51	5	674	2,095	-	-
52	4	523	1,694	10	209
53	2	216	648	10	270
54	2	95	233	10	300
55	1	147	294	8	148
56	1	77	231	7	165
57	2	268	110	-	-
58	4	384	768	-	-
59	1	100	193	-	-
60	-	-	-	-	-
61	-	-	-	1	-
62	-	-	-	-	-
63	1	184	109	1	15
H元	1	62	62	-	-
2	1	61	61	-	-
3	2	80	80	-	-
4	1	182	106	-	-
5	2	131	131	-	-
6	-	223	139	-	-
7	1	101	94	-	-
8	2	240	120	-	-
9	3	330	224	-	-
10	2	331	116	-	-
11	4	988	360	-	-
12	3	272	206	-	-
13	2	309	690	-	-
14	2	161	63	-	-
15	-	-	42	-	-
16	-	-	52	-	-
17	2	121	78	-	-
18	1	29	41	-	-
19	1	48	60	-	-
20	1	33	52	-	-
21	-	-	80	-	-
計	58	6,858	10,672	57	1,420

# 緑化施設整備計画認定制度

都市の緑化を推進するため、建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画(緑化施設整備計画)を市長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

## 認定を受けるためには

重点的に緑化を推進する次の地区内において実施されるもので、対象となる条件を満たす建築物であること、および緑化面積の敷地面積に対する割合が一定以上であることが必要です。また、制度の認定を受けるためには、事業者が緑化施設整備計画を作成して、市長の認定を受ける必要があります。

## 対象となる地区

- ・ 緑化重点地区内であること。  
秋田市の緑化重点地区とは、秋田駅周辺地区、土崎駅周辺地区、新屋駅周辺地区、  
楢山・牛島地区です。(秋田市緑の基本計画(H20.3)より)

## 認定条件

- ・ 敷地面積は、500m<sup>2</sup>以上であること。
- ・ 緑化面積の敷地面積に対する割合は、20%以上であること。  
既存の建築物に緑化をする場合や、既存の緑化施設を再整備する場合なども含みます。

## 固定資産税の軽減措置

- ・ 認定された緑化施設整備計画に基づいて整備された上記の緑化施設について、固定資産税(償却資産)の特例措置(整備後5年間は課税標準1/2)の適用があります。



[資料請求等問い合わせ先]

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所 建設部

公園課 TEL 018-866-2154

e-mail: ro-urpc@city.akita.akita.jp

公園課ホームページ:

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/pc/>

# 緑化地域制度

## 対象となる区域

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。例えば、秋田駅周辺地区などが検討地区として考えられます。

## 対象となる敷地面積

法のなかで、緑化率規制の対象となる敷地の規模については、原則として敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以上としています。  
(施行令のなかでは区域を限り1,000m<sup>2</sup>未満300m<sup>2</sup>以上の範囲まで、対象を引き下げることができます。)

## 緑化率

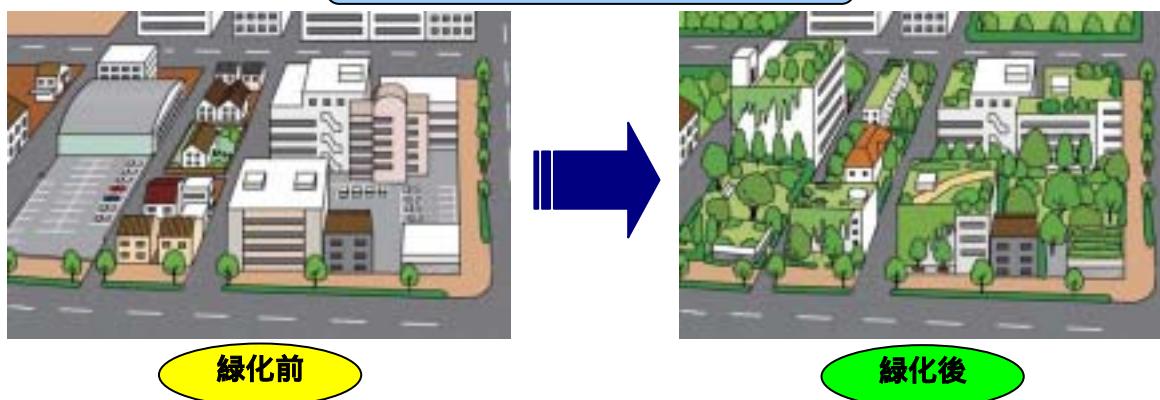
緑化率の最低限度は、下記参考の数値のいずれを超えない範囲で市町村長が定めます。

建ぺい率の最高限度が 50%以下の区域	敷地面積の20%以上の緑化
50%を超え60%以下の区域	敷地面積の15%以上の緑化
60%を超え80%以下の区域	敷地面積の10%以上の緑化

## 参考

緑化率の最低限度は  
1)25%  
2)100% - (都市計画に定める建ぺい率) - 10%  
のうち小さいほうの数値を超えない数値を定める。  
都市計画法に規定する高層住居誘導地区(建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る)・高度利用地区・都市再生特別地区の場合には、都市計画で定められた建ぺい率の最高限度  
【都市緑地法第34条第3項】より

## 緑化地域制度の導入効果 ~イメージ~



## 緑化面積の算定の仕方

緑化率の最低限度を満たすための緑化面積は、樹木や芝などの地被植物で被われる部分の面積等から算定されます。屋上や壁面などの緑化や既存の植栽も緑化面積に含めることができます。

$$\left[ \frac{\text{緑化面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \geq \text{緑化率の最低限度} \right] \text{であれば適合}$$



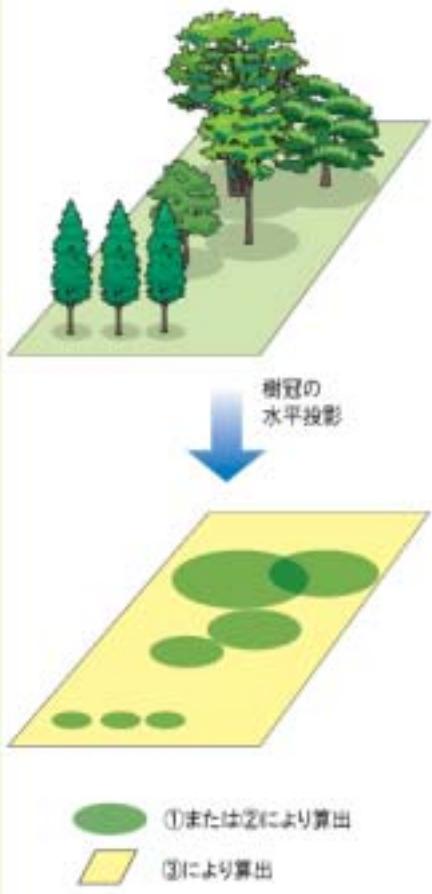
●芝その他の地被植物で表面が被われている部分 (S2)  
当該部分の水平投影面積  
 $S2 = L \times W$

●池・水流等 (S3)  
当該部分の水平投影面積 (樹木、植栽等と一体となって自然的に環境を形成しているものに限る)  
 $S3 = \text{池・水流等の水平投影面積}$

●花壇等 (S4)  
草花等の植物が生育するための土壌等で被われている部分 (概ね6ヶ月以上植栽されている部分) の水平投影面積  
 $S4 = L \times W$

●路面・土留等 (S5)  
当該施設の水平投影面積 (ただし緑化面積の合計の1/4以下)  
 $S5 = \text{路面・土留等の水平投影面積}$   
(茶色・灰色着色部分)

### ●樹木 (S1)



①～③のいずれかにより算出した面積の合計

① 樹木ごとの樹冠の

水平投影面積

$$S1_{(1)} = A + B - C$$



樹冠の水平投影



② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の  
水平投影面積 (高さ1m以上のものに限ります。)

樹木の高さ	樹冠の半径	本数
1～2.5m未満	1.1m	T <sub>1</sub>
2.5m～4m未満	1.6m	T <sub>2</sub>
4m以上	2.1m	T <sub>3</sub>

T<sub>1</sub>：高さ4m以上の樹木の本数

T<sub>2</sub>：高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T<sub>3</sub>：高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

$$S1_{(2)} = T_1 \pi \times 2.1^2 + T_2 \pi \times 1.6^2 + T_3 \pi \times 1.1^2$$

(πは円周率)

③ 樹木が生育するための土壤で被われている部分について  
左図の黄色着色部分の面積を S<sub>a</sub> とし

また  $S_b = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$  とすると、

$$S_a > S_b \text{ のとき } S1_{(3)} = S_b$$

$$S_a \leq S_b \text{ のとき } S1_{(3)} = S_a$$

T<sub>1</sub>：高さ1m未満の  
樹木の本数

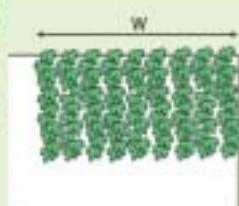
$$S1 = S1_{(1)} + S1_{(2)} + S1_{(3)}$$

### ●屋上緑化 (S6)

S1～S5は、屋上等、建築物や工作物上に緑化された部分についても含みます

### ●壁面緑化 (S7)

緑化された外壁  
の水平投影の長  
さの合計に1mを  
掛けた面積



$$S7 = 1m \times W$$

$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

(ただしS1からS6までの面積のうち、水平投影の重なる部分の面積は重複して算入することはできません)

# 市 民 緑 地 制 度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。

## 制度の要件等

都市計画区域内の300m<sup>2</sup>以上の一団の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象です。  
特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となります。  
ただし、契約期間は5年以上です。

## 契約の締結内容

1. 市民緑地契約の目的となる土地等の区域
2. 次に掲げる事項のうち必要なもの
  - ・園路、広場その他市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項
  - ・市民緑地内の緑地の保全に関する事項
  - ・緑化施設の整備に関する事項
3. 市民緑地の管理の方法に関する事項
4. 市民緑地の管理期間
5. 市民緑地契約に違反した場合の措置

## 締結のメリット

税制	評価
固定資産税	土地を、地方公共団体に無償で貸し付けた場合、非課税
相続税・贈与税	2割評価減(貸付の期間が20年以上であること等の要件がある)
地価税	地方公共団体に貸し付ける場合、非課税

## 国の補助

国は市民緑地契約に基づき地方公共団体が行う市民緑地を利用する市民の利便のために必要な施設、及び市民緑地内の緑地の保全に関する事項について、下記のとおりその一部を補助することができます。

補助対象	補助率
地方公共団体が行う市民緑地内の施設の整備	施設の整備に要する費用について、1/2を補助

## 【用語解説】

あ

オープン  
スペース

建物の無い一定の広がりのある場所のこと。都市の公共の緑地(公園、運動場等)、その他緑地等(水辺、山林、社寺境内、墓地等)を指す。

か

街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、敷地面積は0.25haを標準とする。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、敷地面積は2haを標準とする。

空閑地

都市内の宅地のうち、その土地所有者等が現に利用していない土地、長期間更地のまま放置されている土地のことをいう。

グリーン・ツー  
リズム

農山村の「豊かな自然」、「美しい風景」、「ゆとりある生活」などといったすばらしい「宝物」を活かし都市に住む方々との交流を深めるとともに、農山村に住む住民自らが交流活動を楽しみ、豊かで元気ある「むらづくり」を進めようとする取り組みです。都市と農山村、消費者と生産者が「心の通った交流」を通してお互いを理解しあい、共生していく掛け橋となるものです。

建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合

さ

市街化区域

すでに市街化を形成している区域及びだいたい10年以内に優先的に計画的に市街化をすすめていく区域

社寺林

神社や寺院の周囲の林

住区基幹公園

主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園。街区公園、近隣公園、及び地区公園をいう。

総合公園

都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園で、都市規模に応じ1カ所あたり敷地面積10～50haを標準として配置する。

は

パートナー  
シップ

市民・民間団体・事業者・市といった地域の各主体が、それぞれの役割分担のもとで、互いに協力・連携すること。

パブリック  
コメント

公的な機関が規則あるいは計画などの類のものを制定しようとするとときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きをいう。

バリアフリー

障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態であり、一般的に建物等の段差を取り除くことなどを指す。

**風致公園**

主として風致を享受することを目的とする都市公園

**保存樹**

「秋田市都市緑化の推進に関する条例」に基づき何百年にもわたってわたくしたちの祖先とともに共存してきた歴史ある樹木、貴重な樹木等を次世代に継承できるよう保存樹として指定し、所有者等の理解と協力を得ながら、保存に努める制度。現在約200箇所において、約2,000本の樹木が指定されています。

**ま**

緑のまちづくり  
活動支援基金

緑地の保全や緑化の推進を図る目的にH20年度に設置された基金

**ら**

緑化重点地区

緑化重点地区とは緑の保全、整備、創造等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、一定の地区を設定し、短期間で集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す地区

**わ**

ワークショップ

参加者が自由に意見交換しながら、創造行為や合意形成を図っていくよう工夫された市民参加型の会議